

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年 3 月 31 日

月 曜 日

号 外(6)

目 次

規 則

- | | |
|--------------------------------|---|
| ○富山県火薬類取締法施行規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ○富山県建築士法施行規則の一部を改正する規則 | |
| ○富山県建築基準法施行規則の一部を改正する規則 | 2 |
| ○富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則 | 3 |

訓 令

- | | |
|------------------------------|---|
| ○富山県消防関係職員服制に関する規程の一部を改正する訓令 | 4 |
| 人事委員会訓令 | |
| ○富山県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 | 5 |

規 則

富山県火薬類取締法施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第18号

富山県火薬類取締法施行規則の一部を改正する規則

富山県火薬類取締法施行規則（昭和46年富山県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「火薬類の消費者」の次に「（法第30条第 2 項の消費者を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(消 防 課)

富山県建築士法施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第19号

富山県建築士法施行規則の一部を改正する規則

富山県建築士法施行規則（昭和25年富山県規則第 108号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「及び生年月日」を削る。

別記様式第2号の3中

「ふりがな 氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

を

「ふりがな 氏名		
-------------	--	--

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の富山県建築士法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（建築住宅課）

富山県建築基準法施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第20号

富山県建築基準法施行規則の一部を改正する規則

富山県建築基準法施行規則（昭和53年富山県規則第47号）の一部を次のように改

正する。

第4条第1項中「市町村の長」の次に「（第3項において単に「市町村の長」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、市町村の長を経由する申請、届出又は通知につき、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行うときは、市町村の長への経由は要しないものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（建築住宅課）

富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第21号

富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則

富山県総合デザインセンター条例施行規則（平成11年富山県規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表2の3の表中

非接触式三次元測定機	1式1時間 につき	1,720円
------------	--------------	--------

を

非接触式三次元測定機	1式1時間 につき	1,720円
フレキシブル3Dスキャナー	1式1時間 につき	2,100円

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(商工企画課)

訓 令

富山県消防関係職員服制に関する規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県訓令第5号

本 庁
広域消防防災センター

富山県消防関係職員服制に関する規程の一部を改正する訓令

富山県消防関係職員服制に関する規程（昭和41年富山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表冬帽の項中「し、帽の周囲に濃紺色又はその類似色のリボン巻く」を「する」に改め、「男性については、」を削る。

別表夏帽の項中「帽の周囲には、紺色又はその類似色のななこ織を巻く。」を削り、

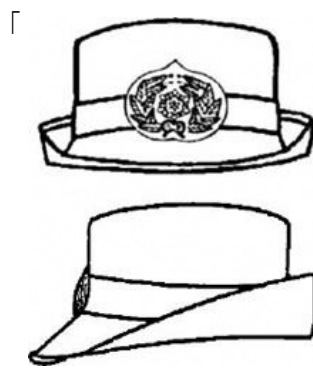
「	帽章	冬帽と同様とする。ただし、台地は紺色とする。
---	----	------------------------

を

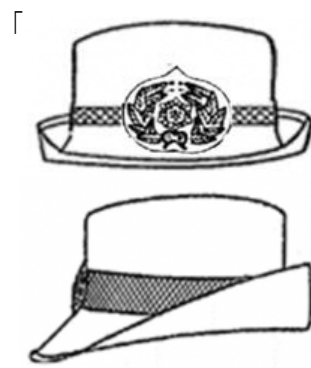
「	帽章	冬帽と同様とする。ただし、台地は紺色とする。
	帽帯	帽の周囲には、紺色又はその類似色のななこ織を巻く。

に改める。

別表の図中



を



に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 消防職員は、この訓令による改正後の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の服制によることができる。

(消 防 課)

富山県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和7年3月31日

富山県人事委員会

委 員 長 川 合 哲

富山県人事委員会訓令第1号

事務局

富山県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県人事委員会事務局文書管理規程（昭和62年富山県人事委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「書庫等における」の次に「公文書の」を加える。

第29条中「同じ。）」の次に「のうち次に掲げるもの」を加え、「押さなければならない」を「押印するものとする」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 法令等、条例、規則その他の規程により公印を押印する必要があるもの
- (2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼすもの
- (3) 事実証明に関する文書その他その内容が真正であることを証明する必要があるもの
- (4) その他特に公印を押印することが必要であると認められるもの

第37条中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)